

「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和6年4月19日
資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ（案）」について、令和6年2月9日から同年3月10日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています（個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております）。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. LP ガス業界の商慣行とこれまでの経緯について		
1	中間報告書P10 19行目 消費者から供給契約を解約された場合に生じる配管の買取請求についての部分で、P10 19行目「高額の配管費用」、という表現だが、この「高額」は人によっての評価が曖昧であると考ええる。このことから、報告書で取り上げるべき配管の清算トラブルについての表現は、単なる金額の多寡ではなく、「不当」或いは「過大」・「過剰」という表現が相応しいのでは無いか。	御指摘の部分は、家主たる消費者側が支払いを拒否する場合について「不透明かつ高額の配管費用を違約金として請求された場合」の一例としてと記載しているものです。
2	12 ページ 平成11年10月 経済産業省による流通アクションプランについて、通常の配管は、「修繕可能」を前提とすると、『弱い付合』です。今後、戸建、集合問わず、配管の権利を全て放棄するか、適正な精算指針を明示するか、保安引継費等の名目で切替時の設備残存分の最低保証額を想定するか、指針が必要に思えます。これ迄、切替業者優位な供給切替で、供給業者が泣かされ続けて来たのを、この度の省令改正と共に改善せねばなりません。	いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されるところですが、消費者による LP ガスの選択機会を阻害する可能性があり得るため、中間とりまとめでは、業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待されるとしています。なお、当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。
3	13 ページ 平成29年制度改正の振り返りについて、「取引適正化」と「自由料金」のバランスや定義が必要です。これ迄のガ	今回の制度改正は、賃貸集合住宅のオーナー等に対する無償貸与や紹介料の支払い等の過大な利益供与行為や、LP ガス事業者の

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ス料金と消費者被害は、このバランスを省みなかった事に起因します。設備貸与とリベートを捻出出来る原資は高額ガス料金で、紹介料、リベート、歩合、報奨金等を許容すべきではありません。自由に対する『説明責任』を如何すべきか、省令改正の際に明示すべきです。	切替えを制限するような契約条項が、不透明で高額なLPガス料金請求等の消費者問題の要因となっているため、そうした利益供与行為や契約条項等を規律するとともに、三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）等を通じて事業者による説明責任を問うこととしたものです。 いただいた御意見は、今後市場監視・モニタリングを進めていくに当たっての参考とさせていただきます。
4	P. 13-②平成 29 年制度改正の振り返りについて、問題解決に至らなかった原因究明のための状況整理において、一般消費者からの苦情等への適切かつ迅速な処理で、2018 年以降法令違反などの問題事例は減少傾向にある要因について、県 LP ガス協会に設置している相談窓口が一定程度機能しているとの分析をしたようですが、どのような根拠からなのかが不明です。	県 LP ガス協会に設置している相談窓口に寄せられた一般消費者から苦情等については、業界関係者の中でも必要に応じて共有・議論されていることから、法令違反などの問題事例の減少につながっていると分析したものです。
5	P. 14-③賃貸集合住宅における入居前の LP ガス料金情報提示の取組について、事実上、消費者には LP ガス事業者を「選択する機会が無く」との記載がありますが、P. 16に記載の【課題 3】消費者が賃貸集合住宅へ入居する前に LP ガス料金の内容を知ることができないこと（入居後に過大な営業費用が上乗せされた LP ガス料金であると知ったとしても、消費者はそれを受け入れざるを得ないこと）を踏まえたと、「選択することができない」が適当ではないでしょうか。そもそも消費者が賃貸集合住宅へ入居する前には、すでに LP ガス事業者が決まっており、消費者には選択する環境がなく、選択するという概念がないと考えられます。	いただいた御意見を踏まえて検討いたしましたが、例えば賃貸集合住宅のオーナーが入居者の方々の意向も踏まえて LP ガス事業者を選択することもあり得ることから、「選択する機会が事実上無く」とさせていただければと思います。
2. 過大な営業行為の制限について		
6	15 ページ (1) 基本的な考え方「過大な利益供与」「過大な営業行為」を『他社は貸与を継続出来なくても、自社は大丈夫』とポスティングしている事業者は、違和感しかありません。	今回の制度改正により、設備貸与や紹介料の支払い等が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。また、そのような行為に接した場合は、LP ガス商慣行通報フォーム (https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html) に情報をお寄せ頂ければと思います。 いただいた御意見も踏まえ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	集合住宅への過大営業行為について、以下のような抜け穴を耳にしたことがある。 ・入居者募集の広告宣伝費の過大な協賛依頼 ・ガス機器の市場価格を大幅に割った価格での販売 ・紹介御礼金 ・入居数×〇円のバックマージン 消費者のことを真剣に考えている真つ当なガス事業者が損をするような商慣行の是正に大きな期待を寄せている。	今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。また、懸念される行為については、LPガス商慣行通報フォーム (https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html) に情報をお寄せ頂ければと思います。 いただいた御意見等も踏まえ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
8	17ページの対応方針「賃貸集合住宅のオーナー又は戸建住宅の消費者～貸与契約を締結してはならない」との記載について、案においては集合住宅と戸建住宅をまとめて書いているが、「集合住宅においては消費者（入居者）がガス会社の切り替えを制限するような貸与契約を締結してはならない」と重要性を考えて独立した文章にされたい。	いただいた御意見を踏まえて検討いたしましたが、御指摘の記載箇所後の（考え方）において、賃貸集合住宅と戸建住宅とに分けて説明をしており、また、戸建住宅でも建て売りの場合は同様の課題がありうることから、（対応方針）としては書き分けないこととさせていただければと思います。 なお、（対応方針）の2行目の記載については、「LPガス事業者は、賃貸集合住宅又は戸建て住宅の消費者とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない。」に修正させていただきます。
9	17ページ（考え方）について、「建築業者」→「設備貸与・リベート」→「癒着」の構造は、「省令改正以降、許容されるものではない」と、戸建に於いても変わって行くべきです。完全な「お客様の自由意志」も、設備投資と耐用年数が一定以上の縛りとなります。また、戸建の基本料金、従量料金と集合住宅のそれとに乖離のあるのも、長年違和感があります。勿論、入居、退去の対応やガス工事規模の違い等、僅かな料金差が生じるのは、説明が付くかも知れませんが、基本料金、従量料金が大きく乖離すると、「適正価格とは」「料金格差とは」何なのでしょう。戸建への設備貸与が賃貸住宅のガス料金へ添加されているのも、搾取料金に思え、是正すべきポイントと考えます。	今回の制度改正では、建設業者に対する過大な営業行為についても規制対象としています。今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続しくこととしているところ、いただいた御意見も参考にしつつ、更なる改革や制度見直しの要否を検討してまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	ガス料金の請求対象ではないオーナーや建設業者等の不動産関係者等への各種設備等の無償供与や紹介料等の供与は、過大であれば贈与となる可能性があることから、ガイドライン等を検討する必要があるのではないかと考えます。	今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促していくこととしています。
11	P.17-①過大な営業行為の制限について、「正常な商慣習を超えた利益」が何なのかや、「LPガス事業者の切替えを制限するような条件」とはについて、早急にガイドラインに明記していただくようお願いいたします。	どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促してまいります。
12	どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」となるかの基準は、早急に設けるのは難しいとは思いますが、それが無い間、紹介料の支払いは、一切を禁止にでもしない限り続いてしまうのではないかと。これらを踏まえて、「賃貸向けLPガス料金について、ガス会社からの設備投資、紹介料の支払い等あれば、内容や、それを料金にどれだけ反映しているかに関わらず、入居者に料金とセットで提示しなくてはならない」という方法も検討して欲しい。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら、必要な取組を進めてまいります。 いただいた御意見は参考にさせていただきます。
13	「正常な商慣習を超えた利益供与」について、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に判断とあるが個別の事例ごとに判断していくことを想定しているのか。例えば、集合住宅の部屋数、ガス器具、ガス消費量、ガス料金などから判断し、ガス器具以外の設備等についていくらまでの投資なら正常な商慣習を超えていない、これを超えると液石法違反というような判断をするということなのか。このような判断を一定の基準において公平に行っていくことは現実的には不可能であり、一律の明確なルール（ガス器具以外の貸与禁止等）が必要なのではないか。	どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、個別の事例ごとに判断していくこととなります。 正常な商慣習の範囲内の利益供与は広く一般的に行われていることを鑑みると、LPガス事業者による設備等の貸与等の行為を法令上一律禁止とすることは難しいと考えますが、本中間とりまとめにおいては、商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性として、消費者から信頼されるLPガスとなるためにも、業界全体として、長年続いてきた利益供与行為については一切行わない方向で取り組んでいくことが期待されると思っています。
14	ガス器具以外の設備でも「正常な商慣習を超えた利益供与」に該当しないものが出てくるとすればそれを利用した他社に供給を	今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	切り替えられるリスクがある。「商慣行見直しに向けた取組宣言」とあるが、それを行った事業者が顧客を減らし、行わない事業者が顧客を増やすことになる可能性もあるのではないかな。	し、多数の LP ガス事業者による改正制度の遵守を促していくこととしています。これに加え、規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備、関係省庁と連携した取組、WG等の公開の場での商慣行改革の動向の監視・モニタリングの継続的な実施など、今回の制度改正の実効性を確保するための取組を進めてまいります。 なお、ガス器具の貸与等の行為も、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。
15	第三者による消費者紹介に対する紹介料の支払いも規制対象になるのか明確にしたい。また、規制対象となるとすれば、過大な営業行為とされる金額の基準を明確にしたい。 違約金規定や設備の買取条項における適正な条件（金額・期間等）の範囲を明確にしたい。	第三者に対して支払われた紹介料が LP ガス契約の違約金に含まれるなどして高額となり、LP ガス事業者の切替えを制限するような場合には、規制の対象となることも考えられます。 今後、改正省令の施行（2024 年 7 月 2 日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示していくこととしていますが、どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、一律に定量的な基準を設定することは困難であると考えております。
16	中間とりまとめ案にあるように、販売店間でいわゆる成功報酬を手にするブローカーや仲介会社についても、オーナーに対する利益供与と同様に望ましくないものとして位置付け関係省庁と連携の上、規制の対象としていただきたい。	今後、改正省令の施行（2024 年 7 月 2 日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。
17	ブローカーが「ご利用の LP ガス事業者の社長は亡くなったため事業を辞めてしまう。当社に切替えてほしい。」と勧誘をしている。LP ガス事業者の社長は存命中であり、法改正で改善してほしい。また、ブローカーの営業スタイルの改善を求める。特にお年寄りのお客様の場合、生命に関わることがある。法改正時、その辺りのことがはいると幸い。	いただいた御意見については、関係省庁とも共有するとともに、今後の参考とさせていただきます。
18	集合物件に於いては現実では入居者が自由にガス業者を選ぶことは出来ません。オーナーとの条件付き契約を禁止していますが、これにより「ガス業者の選定実権は実	賃貸集合住宅の消費者は、オーナー等が選択した LP ガス事業者と契約締結せざるを得ず、それが不透明で高額な料金負担の要因となっていることから、LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	質オーナーにある」と認識する事にならないでしょうか。	等を禁止することを提示したものです。消費者の方々に御指摘のような認識をもって頂いた上で、今回の制度改正の趣旨を踏まえて消費者自らの利益保護の意識を高めて頂くことは、商慣行改革を進めていく上でも重要と考えます。
19	中間報告書P 18 4行目について、消費者から供給契約を解約された場合に生じる配管の買取請求についての部分で、「無償で貸与している設備の高額な買取条項等」という表現だが、この「高額」は人によっての評価が曖昧であると考ええる。このことから、報告書で取り上げるべき配管の清算トラブルについての表現は、単なる金額の多寡ではなく、「不当」或いは「過大」・「過剰」という表現が相応しいのでは無いか。	御指摘の部分は、どのような行為や契約条件等が正常な商慣習を超えた利益や切替えを制限するような条件に該当するかの一例として記載しているものです。 なお、今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。
20	LPガスの切替を制限するような条件について、「貸与している設備の高額な買取条項」と記載されているが、何をもって高額と判断するのか。	どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示していくこととしています。例えば、貸与している設備の標準的な価格に照らして高額な場合が考えられます。
21	既存契約の定義に関して、契約締結日と物件引渡日に何らかのルールを設けないと、施行前見込み契約という事態が発生しないか。引き渡し前6ヶ月契約（例えば12月1日引き渡し予定で6月30日契約）などは既存物件の取り扱いになるのか。例えば建築確認申請の許可の日付で既存と新規の分けを設けることができないか。	過大な営業行為の制限に係る規律（改正後の液石法施行規則第16条第15号の3及び4の規定）については、利益を供与するという行為を行わないことを定めるものであり、改正省令の施行前（2024年7月2日より前）に締結された契約などの行為について遡って適用はされません。 なお、過去に行われた過大な営業行為であったとしても、それがLPガスの消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましいと考えます。
22	既存契約とは消費者と締結済みの契約を指すのか、オーナー等と締結済みの契約を指すのか、若しくはその両方を指すのか明確にしていきたい。 施行日以前に締結したフリーメンテナンス契約にも適用されないか否か明確にしてい	過大な営業行為の制限に係る規律は、利益を供与するという行為を行わないことを定めるものであり、それが消費者との契約確保を目的として行われるのであれば、消費者に対する利益供与も、オーナー等に対する利益供与も対象となります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ただきたい。	改正省令の施行前（2024 年 7 月 2 日より前）に締結されたフリーメンテナンス契約について、過大な営業行為に係る規律は遡って適用はされません。ただし、施行後に契約が更新された場合は、規律が適用されることとなります。また、当該契約に係る費用については、三部料金制の徹底に係る規律の対象となり得ます。 なお、過去に行われた過大な営業行為であったとしても、それが LP ガスの消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましいと考えます。
23	中間とりまとめ（案）過大な営業行為の制限について、「解釈通知およびガイドラインにどこまでの記載が可能か、今後の検討が必要」とあるが、以下の判断を示して頂きたい。 ・既存契約があっても、契約条項の電気エアコン等のガス消費に関係ない機器の交換や修理費の負担は、施行後でなくなるという認識で正しいか。 ・施行後に LP ガス事業者の切替を実施した場合、前供給事業者の貸与設備（特にガスに関係ないもの）は、引き継ぐ事が出来るのか？出来ないのか。 不明確にすると、業者間の考え方相違によるトラブルに繋がりがかねない。解釈を、ガイドラインにて明確に示してほしい。	過大な営業行為の制限に係る規律については、改正省令の施行前（2024 年 7 月 2 日より前）に締結された契約には遡って適用はされません。ただし、賃貸集合住宅のオーナーに対して無償もしくは通常よりも安い費用で設備の交換や修理を行う場合、三部料金制の徹底に係る規律の対象となり得ます。 また、過大な営業行為の制限に係る規律の施行後に、前供給事業者の貸与設備を引き継ぐ行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、当該設備がガスと関係するかどうかを問わず、規制対象となります。
24	いわゆる貸付配管について、消費者が、LP ガス事業者を当社から他の事業者へ切替えた際に、14 条書面のとおり貸付配管の残存分の代金を請求し入金されたが返金請求されるなど裁判になった。裁判官に、液石法にしたがって貸付配管の代金を請求しているのになぜ裁判になるのかと尋ねたところ、消費者契約法で主張されると争いになるとのことだった。法改正時、消費者契約法、液石法、民法等の考え方から、LP ガス事業者が生き残れる方策を検討してほしい。	当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば 3 年後（2027 年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。 なお、いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されるところですが、消費者による LP ガスの選択機会を阻害する可能性があり得るため、本中間とりまとめでは、業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待されると思っています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	中間とりまとめ（案）過大な営業行為の制限に関して、一週間ルールについて期間を長くすることが出来ないか？（特に集合住宅）。潜脱行為があったとしても、現在の一週間ルール内では申し立て等をしている間に切り替えが進行してしまい切り替えが完了した後に、潜脱行為があったから言って元に戻るの難しい。	当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば３年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。 なお、いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されるところですが、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性があり得るため、本中間とりまとめでは、業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待されるとしています。
26	「中間とりまとめ（案）」p.17 ①「過大な営業行為の制限」中の（対応方針）について、違反した場合の罰則に関して、報告徴収・立入検査・勧告・公表・基準適合命令・登録取り消し等と段階を追って実施される御積りであろうが、過去の違反事例を取り締まる場合、いかにも悠長で緩慢な印象がある。少なくとも上場企業に関してはCSRの観点からも高い倫理感が求められるべきであり、社会の規範となるべく企業宣言を促し、違反があれば即座に勧告・公表すべきである。	本中間とりまとめでは、大手事業者が率先して制度遵守の姿勢を示していくこと、規制当局による取り締まりの場面で各社の宣言内容を勘案していくこと、公開モニタリングの場で大手事業者の取組状況をヒアリングしていくこと等が挙げられています。いただいた御意見も踏まえ、取り組んでまいります。
27	中間まとめ(案)P17に「液石法令に、以下の規律を設け、罰則の対象とする。」とあるが、パブリックコメント募集の中間とりまとめ(案)及び液化石油ガス「改正省令案」には、「罰則規定のある条文に位置付ける。」とある。中間とりまとめ(案)のP17欄外に該当する条文の記載が在るが、とても分かりづらい説明となっていますので、「中間とりまとめ(案)」本文に、「罰則規定のある条文に位置付ける。」との説明分の記載を追加してください。WG論議の中で、2017年の省令改正が守られなかった理由として、商慣行是正の取組の重要性が、社会に十分理解されていなかったことや罰則規定の有無が論議されました。今回の省令改正で、罰則既定を設ける事を理解してもらう事は、行政関係者・事業者・消費者にとって重要なことと考えます。	いただいた御意見も踏まえ、本中間とりまとめに「改正後の液石法令の概要」を追記しました。御指摘いただいた部分については、法令上、罰則規定のある条文に位置づけたとしても、罰則適用の対象とならない場合もあり得ることから、原案のとおりとさせていただければと思います。 今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。事業者や消費者の方に罰則規定について理解してもらえよう周知に努めてまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
28	アパート等のオーナーは、工務店等により給湯器、ガス配管工事は LP ガス事業者持ちであるとすり込まれている。法改正があり、国交省からの要請文があってもオーナーに届くか疑問。	今回の制度改正の実効性を確保するためには、御指摘のオーナー等不動産関係業界の理解向上に向けた取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 *今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。
29	中間とりまとめ(案)P17 対応方針 液石法第 16 条第 2 項に規律を設け、罰則の対象とする件について、LPG 事業者に対し、「過大な営業行為を制限し、正常な商慣習を超えた利益供与を禁止し、これに違反した場合には罰則を与える」とのことだが、利益を享受する側には罰則を与えないというのはまったく片手落ちの制度改定と思われる。供与する側の多くは、やりたくて行っているのではなく、享受する側から要求されて行っているのが実態である。WGでも認識しているはず。享受する側に罰則が無く、また今後も法に抵触しない新たな要求が生まれ、それに対応できない LPG 事業者は淘汰されてしまう。制度の見直しの実効性を確保するための方策強化を求めるならば、双方に罰則を与えるべきと考えます。	今回の制度改正の実効性を確保するためには不動産関係業界の理解向上に向けた取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 *LP ガス商慣行通報フォーム (https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform) でも個別情報を受け付けております。 *今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。
30	正常な商慣習を超えた利益を供与を禁止するだけでは、問題の根本は解決しないのではないのでしょうか。賃貸集合住宅の入居者が自らの意思でガス会社を選択することが困難であり、この状況を悪用した行為が禁止されるべきです。そのためにはガス料金の設計自体に更なる規制が必要と考えます。LP ガス料金は個別に設計が可能であり、集合住宅向けプランとして割高なプランを設計することができます。利益供与の有無にかかわらず、入居者が容易にガス会社を変更できないことを利用して、割高な集合住宅向けプランを提供する行為が残る可能性があります。同一地域内では戸別・集合を問わず同一のガス料金とする、差を認めるとしても配送費程度までしか認めない。具体的にどのような費用は基本料金・従量料金に含めて良いのか明確化する。こういった規制が必要だと考えます。	今回の制度見直しでは、LP ガス料金に含まれる設備や機器等の費用を明確化するだけでは不十分として、いわゆる無償貸与といった商慣行そのものを是正していくこととしました。今後、商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続しくこととしていくところ、いただいた御意見も参考にしつつ、更なる改革や制度見直しの要否を検討してまいります。
31	LP ガス事業者が、オーナーや建設業者等の不動産関係者に対し無償貸与している消費設備やガス消費機器等があれば、入居予定の消費者に対し LP ガス料金等の情報と	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ともにLPガス事業者所有物もあわせて情報提供することを義務化することで、過大な営業行為の抑制効果が期待できると考えます。	
3. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）について		
32	三部料金制の徹底とありますが、そもそも設備料金をガス料金で回収（外出し表示したとしても）する事自体が、トラブルの元であると思います。概要では、設備料金が無くても「該当なし」と記載するようにとあります。この場合、多くのガス会社で業務の基幹システムのソフトを改修する必要が生じ（現状の検針票や売上には設備料金の記載はない）、多大なシステム改修費用が負担となるのではないのでしょうか。	今回の制度改正では、設備費用をガス料金で回収すること自体が課題であるという問題意識の下、必要な措置を講じることとしています。 なお、三部料金制に関する規律については、システム改修に要する期間も勘案し、公布の日から起算して1年を経過した日から施行することとしています。
33	設備費用の外出し表示とは、ガス設備以外（エアコン他）も含めたものなのか明確にしていきたい。	三部料金制の徹底に係る規律の施行後（2025年4月2日以降）に締結又は更新するLPガス販売契約（新規契約）に係る料金については、電気エアコンなどガス消費と関係ない設備費用を料金に含めることは禁止されます。 施行時点におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、ガス設備以外（エアコン他）の費用も含めて設備費用として外出し表示することは可能です。ただし、消費者利益を確保する観点から、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましいと考えます。
34	今後三部料金制にしていこうとすることについて、本当に実施できるか疑問に感じる。三部料金制をとっていたアパートが他社に切替えられたことがある。	改正後の施行規則第16条15号の7の規定は、LPガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金に分けて通知することを義務付けるものです。各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があるところ、三部料金制を採用していない場合は罰則等の対象となります。
35	18 ページ 2 三部料金制の徹底について、「不透明」なのは、設備貸与の有無も含めた高額でバラバラなLPガス料金が原因です。現場で感じるのは、「必ずしも貸与の内容がガス料金とリンクしてない」事実です。「売込価格」で消費者を巻き込み、「高額支払い者」から得た資金を紹介斡旋や開発の歩合、他事業への原資として来たのでしょうか。自由料金の解釈が長年放置され、「貸与毎の料金設定」更には「貸与に関係なくバラバラで良いか」となったのかも知れません。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も踏まえ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	三部料金制の徹底について、過大な営業費用や無償貸与の費用回収、入居者への料金不開示が是正されたとして、本当に集合住宅において低廉な LP ガス価格になるのか疑問が残る。勿論この施行規則改正は行ったほうが良いのは言うまでもないが、現行の商慣習のぬるま湯に浸かり続けた LP ガス業者や賃貸マンションのオーナーが大人しく正直に設備料金を三部制になったから「設備代金はこれだけです」と出してくると思えない。恐らく設備代金は雀の涙ほどの僅かな金額で出してくるであろう。資源エネルギー庁やワーキンググループの方々におかれては、外出しの設備費用が僅かな金額だと消費者が訴えてきた時に、その金額の真偽を見極めるべく即時の調査が行われるように各地方経済産業局等に前もって働きかけられたい。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、必要な取組を進めてまいります。
37	19 ページ 28 行目にある「施行時点における既存契約（施行時点で締結済みの LP ガス消費に係る料金契約）」と 18 ページ 27 行目にある「施行時点で締結済みの LP ガス消費に係る販売契約」との違いを教えてください。	両者に違いはありませんので、19 ページの本文について、「施行時点で締結済みの LP ガス消費に係る販売契約」に修正させていただきます。
38	三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）において「施行時点における既存契約（施行時点で締結済みの LP ガス消費に係る料金契約）」については、投資回収等への影響等を鑑み、制度上は設備費用の外出し表示のみを求めることとする」とされているが、賃貸集合住宅における既存契約は施行時点において新制度に移行させるべきです。つまり、施行後は既存・新規を問わず全ての賃貸集合住宅において、設備料金の計上を禁止すべきです。既存・新規の契約が混在する状況では、同一物件の入居者に異なるガス料金が課される不均衡が生じます。また、新規契約については新制度へ移行させるのであれば、既存契約者が賃貸集合住宅を退去せずに既存ガス契約のみを解約し、解約後に新規でガス供給を求めることで個別に新制度への移行が可能となります。	三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025 年 4 月 2 日時点）における LP ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることで LP ガス料金の透明性を確保することとしています。その上で、ご指摘の点も考慮し、新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく、改正省令の附則第 3 条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、公開モニタリングの場等を通じて、LP ガス事業者による対応を促してまいります。
39	P18、P19、「三部料金制の徹底」（設備費用の外出し表示・計上禁止）（対応方針）について、「今後継続する WG の残された検討課題として、既存契約者の契約是正につい	新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく、改正省令の附則第 3 条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、公

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	て検討していくことが求められる」ことを記載いただきたい。商慣行是正で消費者の被害救済をするには、圧倒的に割合が多い既存契約者の早期の契約是正が必用と考えます。	開モニタリングの場合等を通じて、LPガス事業者による対応を促してまいります。
40	自動更新条項が無効化されるのか明確にしたい。	三部料金制の徹底に係る規律の施行後（2025年4月2日以降）のLPガス販売契約の契約更新については、施行後の新規契約と同様に扱うこととしているところ、自動更新条項により設定された指定の期日で当該契約は一旦満了し、以降は施行後の新規契約と同様に扱うこととなります。このため、当該契約に係るLPガス料金については、設備費用の計上禁止に係る規律に対応する必要があります。
41	施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求め、（改正省令附則第2条）その上で、新制度への意向を促していくとのことだが、元々設備費用を通常のガス料金に追加計上しておらず、ホームページで公開している一般的な料金の、利益を圧縮した形で貸与している場合においては、設備費用の外出し表示は求めないこととしてはどうでしょうか。 上記の場合において、消費者の不利益には、つながらないと思われます。また、基本料金、従量料金、設備料金が改めて切り分けることが困難です。	今回の制度改正は、消費者の方々からLPガス料金が不透明で高い等の課題が指摘されていることも踏まえて実施するものです。 改正後の施行規則第16条15号の7の規定は、LPガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金に分けて通知することを求めるものであり、各料金に該当するものがなくても金額等を記載する必要があります。 なお、賃貸集合住宅のオーナーに対して無償で設備貸与を行う場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。
42	「設備費用のLPガス料金への計上禁止」や、賃貸向けLPガスの「設備料金は「該当なし」と記載」とあるが、投資した設備があってもその設備料金を「該当なし」としておいて、基本料金や従量料金を高めに設定してしまえば、消費者には分からないのではないか。	賃貸集合住宅のオーナーに対して無償で設備貸与を行う場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があると考えています。 なお、「該当なし」との記載は、設備費用の計上禁止規定が適用される新規のLPガス販売契約に係るLPガス料金の内訳表示方法として求めているものです。
43	中間とりまとめ（案）三部制料金の徹底について、以下の判断を示して頂きたい。 ・既存契約で貸与契約書が存在し未償却分が残っているのに三部料金施行後、設備	賃貸集合住宅のオーナーに対して無償で設備貸与を行う場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せして

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	料金について『該当なし』とする事は、罰則対象になるのか。 不明確にすると、業者間の考え方相違によるトラブルに繋がりがかねない。解釈を、ガイドラインにて明確に示してほしい。	いないと説明できない限り、設備料金として「0 円」と記載することは、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。 なお、「該当なし」との記載は、設備費用の計上禁止規定が適用される新規の LP ガス販売契約に係る LP ガス料金の内訳表示方法として求めているものです。
44	設備代金を請求している、していないとどうやって判断するのか。例えば設備貸与のある顧客と設備貸与のない顧客に対して同じガス料金を採用している販売店がガス料金に設備代金は一切含めていないため顧客には請求していないと主張した場合はどうなるのか。ガス事業で得た売上から設備を購入しているはずであり設備貸与のある顧客に対して請求していないのではなく全ての顧客から少しずつ回収していると解釈すべきではないか。 また、基本料金、従量料金を高めに設定し、設備代金は0 円として消費者に請求してはいないという主張も可能なのではないか。仮に基本料金、従量料金が相場より著しく高かったとしてもそれは個々の事業者が算出したものであり基本料金、従量料金が安いということについて介入することはできないと思われる。	賃貸集合住宅のオーナーに対して無償で設備貸与を行っている場合は、消費者が負担する LP ガス料金でその費用を回収していると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、設備料金として「0 円」と記載することは、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。
45	ガス警報器について、賃貸集合住宅に関しては特例的に基本料金に含める方向にしていだけないか。安全機器であるガス警報器を設備料金として外出しすると、例えば月額 100 円×60 か月の貸与契約であっても、入居者がガス警報器は不要であると拒否するケースが散見されます。基本料金に含める事に対して消費者の安全を鑑み柔軟な対応を要望致します。	ガス警報器については、LP ガス器具等 LP ガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理となります。他方、ガス警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、LP ガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、LP ガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、LP ガスの安全・安心な供給に寄与するものといえます。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考えます。 なお、御指摘の、設備料金として外出し表示をすると警報器の設置を拒否するケースがあることがこの考え方の理由ではなく、消費者の方々に対して LP ガス料金に含まれる設備や機器等の費用を明確にすること

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		で、不透明な形での料金請求という課題を解決することが今回の制度改正の目的です。その趣旨に鑑みて対応していただければと思います。
46	中間とりまとめ案の 19 ページ脚注 9 の「電気エアコンやインターホン等、LP ガスの消費とは関係のない設備に係る費用については、LP ガス販売契約とは別のリース契約等を消費者と締結し、別途負担を求めるべきものと考えられる」とあります。賃貸物件の場合、リースを結ぶ当事者は消費者ではなくオーナー（物件所有者）ではありませんか。既存物件における設備機器の費用回収はオーナー側とすることを明確に表記すべきと考えます。	御指摘の部分は、LP ガスの消費とは関係のない設備の費用を消費者から回収する場合は、LP ガス料金とは別の契約等により対応すべきとの考えを示したものです。その点が明確になるよう、「電気エアコンやインターホン等、LP ガス消費とは関係のない設備に係る費用について <u>消費者に負担を求める場合は、LP ガス販売契約とは別のリース契約等を消費者と締結する等、LP ガス料金ではない形で別途負担を求めるべきものと考えられる</u> 」と修正させていただきます。なお、御指摘の賃貸物件の扱いについては、本中間とりまとめ案 p19 19 行目以降において考え方を記載しております。
47	中間とりまとめ案の 19 ページ脚注 10 の「LP ガス事業者と消費者の間で、ガス器具の費用負担についての合意がある場合は、賃貸向け LP ガス料金であっても、戸建て住宅向け料金と同様に、LP ガスの消費に用いられる設備の費用として計上することは許容される。」とあります。賃貸物件での消費者との「合意」と戸建て住宅でのそれとは同様にはならないと考えます。ガス器具の費用負担に合意しない場合、入居ができなくなる恐れはないでしょうか。例えば、ガス給湯器は月々 500 円で利用可能という物件で、それ家賃に含まれるはずですから、合意できませんとなった場合、入居を断られることに繋がりませんか。	ご指摘の脚注 10 は、賃貸住宅における消費設備の貸与費用等であって消費者と合意がある場合は、賃貸住宅ではない場合と同様に、当該費用を LP ガス料金の設備料金に計上することを認めるという考え方を示したものです。LP ガス事業者と締結する LP ガス販売契約は、オーナー等と締結する物件の賃貸借契約とは異なるため、入居を断られることにはつながらないと考えられます。
48	既存契約を新制度に移行することが認められ、オーナーや入居者による買い取りやリース契約などの契約形態が考えられる。入居者から設備費としてガス料金への計上さへなければ LP ガス販売は自由に実施していい、液化石油ガス法の管轄外であり別ビジネスといった形で設備費用を回収することが正当化されるような考え方や認識が広まらないようガイドラインまたは通達の運用をお願いしたい。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。例えば、賃貸集合住宅のオーナーに対して無償で設備貸与を行う場合、消費者が負担する LP ガス料金でその費用を回収すると考えられるため、客観的な根拠でもって上乗せしていないと説明できない限り、設備料金として「0 円」と記載することは、三部料金制の徹底に係る規律に反する可能性があります。また、別ビジネスといった形での設備費用の回収であったとしても、それが LP ガス事業者の切替えを制限するような場合には、過大な営業行為に係る規制の対象となることも考えられます。そうし

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		た考え方の周知を図りつつ、事業者の取り組み状況について公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
49	19 ページ 注釈 11 について、消費者が料金の違和感に気付いたのは、「知人と料金情報を交換して初めて」の方は少なくありません。「ホームページで公開」していても、個人で 1 対 1 の場合、「ホームページで一般料金が幾らになっているか、確認してない」と想定出来ます。これから、消費者被害の認定基準も検討すべきではないでしょうか。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も踏まえ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
50	P. 18-②三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）について、「液石法令に、以下の規律を設け、罰則の対象とする」との記載がありますが、今回改正となる「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」法第 16 条第 2 項の経済産業省令で定める（販売の方法の基準）に違反した場合に適応される罰則が現行の条文にあるとの説明書きがありますが、LP ガス事業者が販売方法の基準に違反しないよう、監視・指導を強化する必要があります。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に加え、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。また、WG 等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングを継続的に実施してまいります。
51	三部料金制の徹底について、国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書を通じ、入居希望者への情報（料金等の）提供を行うこと。一般の消費者はテレビ、電気エアコン、ドアフォン、Wi-Fi 等 LP ガス消費と関係のない設備費用が LP ガス料金に転嫁されているとは考えていません。このことを知ったら騙されたと思います。	いただいた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。なお、入居希望者に対する LP ガス料金等の情報提供に関しては、令和 6 年 2 月 29 日付け文書により、国土交通省から賃貸住宅関係団体等に対して改めて要請しています。
52	P18、P19「三部料金制の徹底」（設備費用の外出し表示・計上禁止）について、「国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書を通じて、入居希望者への情報提供（料金情報等）を行うこと、もし LP 事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨を注意啓発・指導していくことが求められる」ことを記載してください。また、今後継続するWGの残された検討課題としてください。 悪しき商慣行が長年放置されてきた要因の一つは、利害が一致し美味しい思いをしてきた二つの業界が存在することです。一つは、生活設備（テレビ・エアコン・ドアフ	入居希望者に対する LP ガス料金等の情報提供に関しては、令和 6 年 2 月 29 日付け文書により、国土交通省から賃貸住宅関係団体等に対して改めて要請しています。また、LP ガス事業者による過大な営業行為に関しては、令和 6 年 1 月 23 日付け文書により、経済産業省から日本賃貸住宅管理協会に対して、そうした営業行為には応じないよう要請しているところです。加えて、本中間とりまとめ案 p24 に記載しており、今後、不動産関係団体向けに文書を発出し、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	オンなど)の無償貸与や紹介料をもらい、本来自分たちが負担しなければならない費用を入居者のLPガス料金に転嫁しているオーナーや不動産管理会社等と、もう一つは無償貸与を条件に一度に多数の顧客確保が出来、費用はLPガス料金に転嫁して、美味しい思いをしているLPガス販売事業者です。この二つの業界への規制が必要です。悪しき商慣行の是正には、通報フォームで寄せられた事例の現状認識・改革課題・課題解決方法の制度化等について、商慣行是正の流れを良く知るWGのメンバーによる論議で決定していくことがより有効と考えます。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めるとともに、通報フォームに寄せられた情報や市場調査を通じて得られた情報等も活用し、WG等の公開の場で商慣行改革の動向の監視・モニタリングに取り組んでまいります。
4. 入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供について		
53	P. 20-③賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供について、これまでも、入居後におけるLPガス料金を巡るトラブル防止のため、2021年6月、経済産業省・国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者へのLPガス料金の情報提供を依頼する通知を発出する等の取組を実施していますが、あくまでも協力要請にしか過ぎないことから対応が遅れています。このようなことから、今回の制度見直しにおいては、賃貸集合住宅において、LPガス事業者は、事前に、入居希望者に直接、又は、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示することを義務付けてください。	今回の制度改正では、入居希望者がLPガス事業者に対して直接LPガス料金表等の情報提供を要請する場合は、それに応じることを義務付けています。 他方、LPガス事業者は、不動産関係者の協力なしでは、自ら入居希望者に直接接することは困難です。そうした中で入居希望者に対する情報提供を義務付けてしまうと、不動産関係者が情報提供しなかった場合であってもLPガス事業者に罰則が適用されてしまいます。このため、不動産関係者を通じて間接的に情報提供を行う場合は努力義務としていますが、いずれにせよ、今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。
54	P20「賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供」について、LPガス料金等の入居希望者への情報提供（事前提示）は努力義務でなく、義務にしてください。 LPガス対応の賃貸住宅においては、「賃貸契約＝LPガス事業者との契約」となり消費者にとっては、LPガス事業者の選択自由が無い条件での契約となります。従って、賃貸契約締結の前に、同時契約となるLPガス料金等の情報提供は、自由市場における消費者にとって基本的な知る権利の実現で基本的権利保障に繋がります。	今回の制度改正では、入居希望者がLPガス事業者に対して直接LPガス料金表等の情報提供を要請する場合は、それに応じることを義務付けています。 他方、LPガス事業者は、不動産関係者の協力なしでは、自ら入居希望者に直接接することは困難です。そうした中で入居希望者に対する情報提供を義務付けてしまうと、不動産関係者が情報提供しなかった場合であってもLPガス事業者に罰則が適用されてしまいます。このため、不動産関係者を通じて間接的に情報提供を行う場合は努力義務としていますが、いずれにせよ、今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業

	御意見の概要	御意見に対する考え方
		者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。
55	LP ガス料金等の情報提供について、入居希望者への LP ガス料金の事前提示を「努力義務」としているが、義務付けることを明記すべきである。単に「努力義務」とするだけでは従来と変わらず、実効性が担保されない。	今回の制度改正では、入居希望者が LP ガス事業者に対して直接 LP ガス料金表等の情報提供を要請する場合は、それに応じることを義務付けています。 他方、LP ガス事業者は、不動産関係者の協力なしでは、自ら入居希望者に直接接することは困難です。そうした中で入居希望者に対する情報提供を義務付けてしまうと、不動産関係者が情報提供しなかった場合であっても LP ガス事業者には罰則が適用されてしまいます。このため、不動産関係者を通じて間接的に情報提供を行う場合は努力義務としていますが、いずれにせよ、今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。
56	「賃貸集合住宅における LP ガス料金等の情報提供」について、LP ガス料金等の入居希望者への情報提供（事前提示）は努力義務でなく義務にして下さい。努力義務ではこの状態を改善することは出来ないと考えます。	今回の制度改正では、入居希望者が LP ガス事業者に対して直接 LP ガス料金表等の情報提供を要請する場合は、それに応じることを義務付けています。 他方、LP ガス事業者は、不動産関係者の協力なしでは、自ら入居希望者に直接接することは困難です。そうした中で入居希望者に対する情報提供を義務付けてしまうと、不動産関係者が情報提供しなかった場合であっても LP ガス事業者には罰則が適用されてしまいます。このため、不動産関係者を通じて間接的に情報提供を行う場合は努力義務としていますが、いずれにせよ、今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。
57	P20、「賃貸集合住宅等における LP ガス料金等の情報提供」（対応方針）について、LP ガス料金等の入居希望者への情報提供（事前提示）は努力義務でなく、義務にしたい。 【理由】 令和 4（2022）年 12 月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、賃貸住宅オーナーが LP ガス事業者より LP ガスの料金等の記載	今回の制度改正では、入居希望者が LP ガス事業者に対して直接 LP ガス料金表等の情報提供を要請する場合は、それに応じることを義務付けています。 他方、LP ガス事業者は、不動産関係者の協力なしでは、自ら入居希望者に直接接することは困難です。そうした中で入居希望者に対する情報提供を義務付けてしまうと、不動産関係者が情報提供しなかった場合であっても LP ガス事業者には罰則が適用されてしまいます。このため、不動産関係者を

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	のある資料を受領したことがある割合は低い実態があるため。	通じて間接的に情報提供を行う場合は努力義務としていますが、いずれにせよ、今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、今後、事業者の取組状況等を把握しながら必要な取組を進めてまいります。
58	P20「賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供」について、「LPガス料金の透明化の実効性確保のため、宅建業者が、宅建業法の重要事項説明を行う際に、必ず書面にてLPガス料金、設備費用について説明を行っていくことが求められる」ことを記載してください。2022年12月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、入居希望者へのLPガス料金等の事前情報の提示は、とても低い状況にあるからです。	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
59	20 ページの 賃貸集合住宅等における LP ガス料金等の情報提供について、耳障り良く「入居前の情報提供が担保される」と制度運営をステレオタイプ化した結果、しわ寄せが既入居者に行くことがないよう十分な配慮をされたい。	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
60	20 ページ 3 賃貸集合住宅等における LP ガス料金等の情報提供について、「LP ガス料金の多寡を知った上で入居しない選択」が出来れば、大きな抑止力となるのではないのでしょうか。	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。今回の制度改革がご指摘のような抑止力となるよう、事業者の取組状況等を把握しながら、必要な取組を進めてまいります。
5. 制度見直しの実効性を確保するための方策について		
61	今回の改正について実効性担保のため、資源エネルギー庁・同地方局・都道府県や政令指定都市担当部署の統一的な運用と体制強化、違反行為の販売店に対する迅速な執行力をお願いしたい。	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に加え、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
62	P21 監視・通報体制の整備について、「液石法令の違反行為を取り締まる体制整備が不可欠である。制度改革を踏まえ、資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められる。」との表記があります。検査等の実務体制の整備として下記事項に付いて見直しを行って下さい。 ①検査体制の補強を行ってください。実態としてある四年に一度の検査頻度では、求められる商慣行是正が追い付きません。都道府県別の検査体制の実態調査と報告をお	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に取り組んでまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	願います。 ②商慣行是正の検査マニュアルの作成と検査項目の統一し、WG・地方懇談会等で進捗状況が地域別・規模別に評価・分析でき、対策協議が出来るようにしてください。 ③検査担当者研修の教本と研修DV等の作成で、全国統一研修を実施して下さい。 <理由> 政令都市の検査担当者からの聞き取り調査では、人員不足で検査は四年に一度しかできていないこと。保安業務検査マニュアルと検査官の研修の教本はあるが、商慣行是正の検査マニュアルと教本は整備されていなく、新任の検査官は何をやったらいいのか、わからない状態とのことでした。2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやりきる事が重要です。	
63	4. 商慣行是正に向けた対応方針（3）制度見直しの実効性確保するための方策について、「まず、液石法令の違反行為を取り締まる体制整備が不可欠である。制度改正を踏まえ、資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められるとあります。 ①検査体制の見直しが必要です。4年に一度の検査では是正することは出来ないでしょう。 ②商慣行是正の検査マニュアルの作成をお願いいたします。検査項目はどの地域も同じにしてください。 ③検査担当者研修の教本と研修DV等の作成をしてください。 聞き取り調査で人員不足、保安業務検査官の研修の必要性が分かっています。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に取り組んでまいります。
64	（3）制度見直しの実効性を確保するための方策 ①監視・通報体制の整備～通報フォームの整備において、「(略) 資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められる。」とされております。全国一律の対応が求められると思いますので、具体的でわかりやすいガイドラインの制定と、丁寧な	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、自治体向け説明会の開催も含め、規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に向けて取り組んでまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	自治体向け説明会の開催をお願い申し上げます。	
65	立入検査の結果、違反のあった事業者はHPで公開するなど消費者が広く知り得る仕組みを構築できないか。	いただいた御意見も踏まえ、検討してまいります。なお、液石法第 17 条では、勧告に従わなかった場合において、その旨を公表することができるかと規定しています。
66	通報フォームに寄せられた通報への対応について、相手方に迅速に通告していただきたい。	通報フォームに寄せられた情報については、まず、通報者の方に不利益が生じないよう留意しながら取り扱う必要があると考えています。その上で、違反行為の取り締まりの端緒として活用していくこととしています。集約・構造化した情報を基に公開の場で議論する等、市場監視・モニタリングに活用していくことも予定しています。
67	23 ページ 規制当局が通報フォームを開設したということ自体が抑止力との指摘について「抑止力」効果は、間違いなくあると思います。但し、最も効いて欲しい相手に殆ど効いてないのも、間違いのない実態です。通報フォームが何処へ向かうのか、そして、効力を発揮する事があるのか、多くの事業者が気にしているのでしょうか。	通報フォームに寄せられた情報については、通報者の方に不利益が生じないよう留意しながら、取引動向の監視や関係省庁との連携した取組（例えば通知文の発出等）につなげています。また、改正省令の施行後は、違反行為の取り締まりの端緒としていくことに加え、集約・構造化した情報を基に公開の場で議論する等、市場監視・モニタリングに活用していくことを予定しています。
68	通報フォームの設置とあるが、他社に切り替えられた場合にどのような営業行為があったのかを知ることは難しいのが現実である。過大な営業行為が行われていたとしても、新供給事業者、オーナー、消費者がそれを教えてくれるはずもなく旧供給事業者が通報することは難しい。	通報フォームは、違反行為の取り締まりの端緒とする等、商慣行を是正していく上での一つ的手段にすぎません。関係省庁と連携した取組や、公開の場での市場監視・モニタリングの継続実施等を通じて、事業者による商慣行是正に向けた取組を促してまいります。
69	P. 21-①監視・通報体制の整備～通報フォームの整備について、監視体制としての取組が、通報フォームと公開モニタリングのみでよいのか疑問です。P. 23 に記載がありますが、監視体制の更なる対応として、各自治体にある消費者団体等に、LP ガス料金に設備費用が含まれていないかどうかをチェックしてもらい、情報提供してもらうという仕組みの導入について検討願います。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見については、本とりまとめ案においても「公開の場における市場監視・モニタリングの一環として検討していくことも期待される」とあるとおり、今後の取組の参考とさせていただきます。
70	プラットフォームが 16,800 社の小売業者をショートカットして、1,100 社の卸売り事業者が直接小売販売する名目でガス事業者切替えを行っています。片や賃貸集合住宅大家さん向けの名目でガス事業者に設備負担をさせ大家さん負担 0 円と営業しています。1,100 社の卸売り事業者の内、過	LP ガスの卸売事業者が直接消費者に小売販売する場合は、液石法上の液化石油ガス販売事業者として規制を受けることとなるため、立入検査等の対象となり得ます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	大な設備負担ができる上、ガス代を30%安くできる卸売り事業者への立入り規制ができるのかどうか。ワーキンググループで議論して戴きたい。	
71	P.23-②関係省庁と連携した取組について、今回の制度見直しは、あくまでLPガス事業者を規律する内容となっていることから、不動産関係者や建設業者から利益供与を求める行為が行われた場合について規律違反とするような法整備が必要であると考えます。LPガスの商慣行是正のために、ぜひとも、関係省庁をあげての法整備の検討をお願いします。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 * LP ガス商慣行通報フォーム (https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform) にて情報を受け付けております。 * 今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。
72	不動産関係者にたいしても法令等で規制することはできないものか。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 * LP ガス商慣行通報フォーム (https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform) にて情報を受け付けております。 * 今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。
73	LPガス事業者による過大な利益供与行為を抑止するには、その取引相手である不動産関係者や建設業者に対し、そうした利益供与を受け付けることが無いよう周知していくことが重要である。不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法等の見直し等を検討していくことが求められると記載してください。悪しき商慣行を正すには関係するすべてに改善を促すべきです。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 * LP ガス商慣行通報フォーム (https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform) にて情報を受け付けております。 * 今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。 なお、ご指摘の内容については、WGにおける指摘事項として、同様の趣旨を記載しております。
74	P23 の下から 8 行目「LP ガス事業者による過大な利益供与行為を抑止するには、その取引相手である不動産関係者や建設業者に対し、そうした利益供与を受け付けることが無いよう周知していくことが重要である。」の記載について、「不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法等の見直し等を検討していくことが求められる」ことを記載してください。悪しき商慣行が長年放置されて	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 * LP ガス商慣行通報フォーム (https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shigen-nenryo/tsuhoform) にて情報を受け付けております。 * 今後、不動産関係団体向けに、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	きた要因の一つは、利害が一致し美味しい思いをしてきた二つの業界が存在することです。一つは、生活設備(テレビ・エアコン・ドアフォンなど)の無償貸与や紹介料をもらい、本来自分たちが負担しなければならない費用を入居者のLPガス料金に転嫁しているオーナーや不動産管理会社等ともう一つは無償貸与を条件に一度に多数の顧客確保が出来、費用はLPガス料金に転嫁して、美味しい思いをしているLPガス販売事業者です。この二つの業界への規制が必要です。	なお、ご指摘の内容については、WGにおける指摘事項として、同様の趣旨を記載しております。
75	P21以降「制度見直しの実効性を確保するための方策」について、P24 中段の下「今後の取組としては、以下が予定されているが、本WG等における意見も踏まえ、更に踏み込んだ取組を進めていくことが期待される。」の「期待される」ではなく、「求められる」との記載にしてください。今回のWGで重ねられた論議では、既存契約者の新契約への移行ルールをはじめ、固めきれていない部分が少なからずあります。論議では、事務局より少ない情報の下で固めるのではなく、「通報フォーム」に寄せられた情報や「商慣行見直しにむけた取組宣言」の推進状況を「公開モニタリング」等で、評価・分析し、対策を重ねていく、その時には公開モニタリング参加者の知恵や省庁間連携の推進で実効性確保を高めたいとの「趣旨」が事務局より提案されています。「趣旨」には賛成です。関係者に求められる意識は、「期待」ではなく、「求められる」との強い表現が必要です。本気度合いが試されています。	関係省庁は本WGのオブザーバーとして参加しているものであり、その点を踏まえて、WGとしての中間とりまとめでは「期待される」との表現とさせていただいているところですが、当該表現如何にかかわらず、関係省庁と連携した取組を進めていくことに変わりはありません。いただいた御意見も参考にしつつ、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。
76	P24、「制度見直しの実効性を確保するための方策」(国土交通省との連携)について、「今後の取組としては、以下が予定されているが、本WG等における意見も踏まえ、更に踏み込んだ取組を進めていくことが期待される。」の「期待される」ではなく、「求められる」との記載にいただき、その下の項目に「不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法の見直し等を検討していくことが求められる」「LPガス料金の透明化の実効性確保のため、宅建業者が、宅建	関係省庁は本WGのオブザーバーとして参加しているものであり、その点を踏まえて、WGとしての中間とりまとめでは「期待される」との表現とさせていただいているところですが、当該表現如何にかかわらず、関係省庁と連携した取組を進めていくことに変わりはありません。いただいた御意見も参考にしつつ、商慣行是正に向けて取り組んでまいります。 なお、後段でご指摘の内容については、WGにおける指摘事項として、同様の趣旨を記載しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	業法の重要事項説明を行う際に、必ず書面にて LP ガス料金、設備費用について説明を行っていくことが求められる」を加えていただきたい。 【理由】 実効性を確保するためには不動産管理会社等の協力が必要なため。	
77	P24、「制度見直しの実効性を確保するための方策」（国土交通省との連携）に関し、今後の取組として「国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書のようなものを通じて、入居希望者への情報提供（料金情報等）を行うことと、もし LP 事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨の注意啓発・指導していくこと」を記載いただきたい。消費者が不利益を被らないよう、LP ガス料金透明化によって事前に料金を知る環境をつくることも大切ですが、賃貸集合住宅では、LP ガスの契約は建物一棟に対して、一つのガス会社、が原則になっているため、事実上、消費者には LP ガス事業者・料金を選択する機会がありません。LP 事業者に対しての規制だけでなく、取引先の相手方である不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者に対しても規制を設けないと実効性のある制度運用にならないと考えます。	入居希望者に対する LP ガス料金等の情報提供に関しては、令和 6 年 2 月 29 日付け文書により、国土交通省から賃貸住宅関係団体等に対して改めて要請しています。また、LP ガス事業者による過大な営業行為に関しては、令和 6 年 1 月 23 日付け文書により、経済産業省から日本賃貸住宅管理協会に対して、そうした営業行為には応じないよう要請しているところです。加えて、本中間とりまとめ案 p24 に記載しており、今後、不動産関係団体向けに文書を発出し、今回の制度改革の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。 今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
78	24 ページ（国土交通省との連携） 従来の宅建業法であっても、『賃貸住宅に纏わるトラブル』が生じる場合、宅建業者が解決しなければならないはずですが。重要事項説明にて、ガス料金を説明せず、トラブルが生じた場合、「お客様の方で、直接ガス業者へお問い合わせ下さい」は、あるべき対応ではありません。	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
79	26 ページ 消費者委員会における指摘事項について、異業種に倣うべきルールがあるのであれば、検討するのは妥当です。『公正競争規約とは、景品表示法第 31 条の規定より、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです』となるのであれば、検討の余地が十分にある上、WG と消費者委員会が表裏にある関係からも、注目すべき内容に思えます。但し、不慣れな内容な分だけ、慎重に審議する必要性を	今回の制度改革の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	感じます。理由としては、「本来縛りを設けて欲しい所に縛りがなく、意図的に、切替業者有利の逆縛りになっていた」では洒落になりません。	
80	P21、「制度見直しの実効性を確保するための方策」（監視・通報体制の整備）について、消費者庁との連携による特定商取引法違反（不実告知等）の行政措置等含めて、監視通報体制が適切に機能するよう、規制当局の人員体制も含めて執行体制の整備に取り組み、法執行強化につなげていただきたい。そのために、早急に、取引検査マニュアルの作成・周知徹底・検査員の教育・研修を実施し、定期的な検査体制を強化いただきたい。「まず、液石法令の違反行為を取り締まる体制整備が不可欠である。制度改正を踏まえ、資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められる。」との表記がありますが、駆け込みの営業行為が行われないよう、早急な LP ガス事業者、オーナー、不動産会社、建築会社等の関係者への周知・徹底に加え、規制当局による定期的な立ち入り検査体制の強化が極めて重要であり、実効性を確保するための方策が必要です。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。いただいた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めるとともに、規制当局による立ち入り検査等の実施体制の整備に取り組んでまいります。 なお、ご指摘の駆け込み営業行為に関しては、令和 6 年 1 月 23 日付け文書により、経済産業省から全国 LP ガス協会に対しては、そうした営業行為を行わないこと、日本賃貸住宅管理協会に対しては、そうした営業行為に応じないこと等を要請しているところです。加えて、本中間とりまとめ案 p24 に記載しているとおり、今後、不動産関係団体向けに文書を発出し、今回の制度改正の内容について周知徹底を図り、適切な対応を促すこととしています。
81	P25、「制度見直しの実効性を確保するための方策」（消費者庁との連携）について、「液石法改正を前に、LP 大手やブローカーの特商法違反の恐れがある駆け込み営業行為が行われないよう、特定商取引法違反（不実告知等）の行政措置等含めて、執行強化する。」「LP ガス問題について、次期の消費者基本計画に今後も引き続き注視する課題として盛り込む。」ことを追記いただきたい。関係省庁と連携して取組課題として、LP ガス問題を位置付ける必要がある。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。 なお、ご指摘の内容については、WG おける指摘事項として、同様の趣旨を記載しております。
82	P. 23-②関係省庁と連携した取組について、今回の制度見直しの実効性を確保するためには、消費者に対して賃貸集合住宅への入居前に LP ガス料金等の情報の確認を行うよう周知していくことが求められます。消費者庁から、各自治体に対し、消費者に分かりやすい説明や契約に当たっては契約内容を十分に理解した上で契約するよ	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	う周知啓発を図ることを行う出前講座などを、消費者団体や生協等に行うよう要請してください。	
83	公正取引委員会との連携について、1999年6月の公正取引委員会の実態調査結果が公表された様に、この度の省令改正をベースに実態調査を行って頂ける様切望します。25年後の今、業界環境は悪化し、加えて、より高額請求される被害が多発するに至ったのなら、公正取引委員会を巧みに利用した側面がある様に思えます。しかし、時代が変わり、忖度に因る隠蔽は通用しなくなり、隠蔽したつもりがリークされるのも珍しくなくなりました。過大な営業行為が『不当な利益による顧客誘引』となっていないか、実態調査実施を心より願います。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
84	商慣行見直しに向けた取組宣言の内容について、どのような宣言をするのか、具体的に示してほしい。	本中間とりまとめでは、具体的な宣言内容として以下が考えられるとしています。 ・無償貸与や紹介料支払い等の利益供与を行わない等の宣言 ・上記宣言内容を実施する組織体制（社内ルールの整備、研修の実施等） ・経営トップや現場担当のコミットメント あくまで事業者による自主的な取組として提案しているものであり、各社の事業規模や組織体制、ビジネスモデルの在り方を踏まえつつ、創意工夫を凝らしながら、各社が主体性をもって対外説明に取り組んでいくことが期待されます。
85	制度見直しの実効性を確保するための方策について、監視通報体制の整備、関係省庁と連携した取組、公開モニタリングの実施にあたっては、価格監視の対象として、LPガス料金だけでなく、賃貸集合住宅の家賃についてもモニタリング等を行うべきである。今回の制度改正により、家賃の上昇が予想されるため。LPガス料金が引き下げられても、それを上回る家賃の上昇があれば、結果的に消費者の負担が増えることになり、改革に逆行する恐れがある。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。頂いた御意見も参考にしつつ、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。
6. 今後の検討課題及び望ましい取組の方向性について		
86	P. 29-VI. 今後の検討課題及び望ましい取組の方向性について、今後、制度見直しの施行までの間に、ガイドライン等を整備する等、残された課題もあることから、WGにおいて引き続き議論・検討を行い早急にガイドラインの策定を行うようお願いしま	今後、改正省令の施行（2024年7月2日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促してまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	す。また、これまでの「無償貸与」や「貸付配管」といった商慣行を変えていくには、制度見直しにより求められる対応よりも踏み込んだ取組が期待されますので、一定程度法整備が進んだ以降も WG を継続開催していただきますよう求めます。併せて、内閣府消費者委員会においての検証・評価・監視の継続を求めます。	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えており、関係省庁と連携した取組、WG 等の公開の場での商慣行改革の動向の監視・モニタリングの継続的な実施など、商慣行是正に向けた取組を進めてまいります。
87	過大な営業行為に向けた望ましい取り組みの方向性について、適切な買い取り価格、適切な契約継続期間の範囲を明確にしたい。	今後、改正省令の施行（2024 年 7 月 2 日）に間に合うよう、ガイドライン等で違反のおそれのある行為の具体例や考え方等を示し、多数の LP ガス事業者による改正制度の遵守を促してまいります。 なお、どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替を制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、一律に定量的な基準を設定することは困難であると考えております。
88	一切行わない方向で取り組んでいくことが期待されるとあるが、「期待される」という表現ではなく、禁止する範囲を明確にしたい。適切な違約金の範囲を明確にしたい。	正常な商慣習の範囲内の利益供与は広く一般的に行われていることを鑑みると、LP ガス事業者による無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為について、それが過大かどうかにかかわらず法令上一律禁止とすることは難しいと考えます。このため、本中間とりまとめにおいては、商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性として、「一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される」としてしています。
89	建物との付合に拘わらず貸付配管の所有権が保全されるようにしていただきたい。貸付配管のみの焦点ではなく、消費機器貸付行為は顧客サービス向上とはならないか。	いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されると思いますが、消費者による LP ガスの選択機会を阻害する可能性があり得るため、本中間とりまとめでは、業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待されるとしています。
90	29 ページ 4 今後の検討課題及び望ましい取り組みの方向性について、特定の事業者の動きを見て、「どんな遣り方をしたとしても、潜脱行為は起こる」と思いますし、仮に法律が定まらなくとも、「期待する」で大多数の事業者は、その意向を汲み	今回の制度改正の実効性を確保するための取組が不可欠であると考えております。通報フォームに寄せられた情報や市場調査を通じて得られた情報等も活用し、違反行為の取り締まりを強化するとともに、関係省庁と連携した取組や、WG 等の公開の場で商

	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ます。『潜脱行為をする者』に基準を置いた時、何れにしても、悪事を働くでしょう。	慣行改革の動向の監視・モニタリングなど、商慣行是正に向けた取組を進めてまいります。
7. その他の御意見		
91	全ての話が、「集合物件では、入居者が個別にガス事業者を選べない」前提で進んできたと見受けられます。なぜ不可能なのでしょう。集合物件であっても電気の様に、第3業者が消費設備配管を使用して個別にガス供給できるような法改正が叶えば、一般消費者のガス料金への不満問題も解決するのかなと思います。	いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
92	ガス料金について、消費者が、LPガス事業者を当社から他の事業者に変更した際に、最終ガス料金の入金をお願いすると、他の事業者から支払われるはずとのことで応じてもらえない場合がある。法改正時、その辺りをはっきりさせてほしい。	いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
93	ネット仲介業者の是正。ネット仲介業者は言葉巧みで、正しいと思われて客に選択される。	いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
94	ワーキンググループのメンバーを確認すると、消費者団体と液化ガス供給会社は入っているが、問題としている、利益供与を受ける、集合住宅等の賃貸住宅経営者の事業主（家主）が入っていない。賃貸住宅経営者抜きで検討したワーキンググループで、賃貸住宅経営者の観点からの問題点についての、十分な検討（商慣行是正による賃貸住宅における設備サービスの低下等の問題点）が行われたとは到底考えられないが、その点についてどのように考えるか。また、重大な影響を受ける、賃貸住宅経営者の意見が反映されるようなメンバーとしなかったのか、検討のプロセスに大きな疑問が残るところである。	今回の制度改正に当たっては、国土交通省を始め、不動産関係者の方々とも意見交換しながら進めております。
95	設備費用に規制をかけたところで、それに比例して、自由競争で液化ガスの料金が下がるとは到底考えられない。結果、規制後の契約により利益を得るのはLPガス事業者となることは明らかである。料金認可制にするなどの規制をしなければ、消費者、賃貸住宅経営者が不利益を被ると考えるが、その点についての検討がなされていないが、その点について、どのように考えるか。	今回の制度改正は、LPガス事業者による過大な利益供与行為が、不透明で高額なLPガス料金請求等の消費者問題の要因となっていることを踏まえ、そうした利益供与行為を規律するとともに、設備費用の外出し表示を求めることでLPガス料金の透明性を確保しつつ、設備費用の計上を禁止することでLPガス料金としての費用回収の在り方を適正にしていくこととしたものです。